

新型コロナワクチン接種 接種証明書アプリについての注意点

飲食店やホテル利用時に既に新型コロナワクチン接種証明書アプリを利用されている方もいらっしゃると思います。アプリをご利用中の方で3回目のワクチン接種をされた方は、次の点にご注意ください。

3回目接種以前に接種証明書を発行された方は、3回目を接種した後に、再度接種証明書の発行が必要です。

接種証明の内容が自動で更新されることはありません！

証明書の発行方法が分からない場合は、役場住民課窓口にて発行のお手伝いをいたしますので、マイナンバーカードとスマートフォンをもってお越しください。



《接種証明書利用例》

- ① 県内でのホテル宿泊料が割引になる『ふるさと“心呼吸”の旅』
チェックイン時に必ず接種証明書の提示が必要です。
- ② 各種イベント参加
受付時に接種証明書の提示が必要になります。
- ③ 飲食店での割引
摂取証明書を提示することで飲食代の割引が受けられます。

スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方は、接種証明アプリから接種証明書を発行できますので、ぜひご利用ください！！



《問合せ先》

住民課 保健係
56-3111